様式第２号

誓約書

日立市長　殿

　日立市所管施設等で撮影するに当たり、下記事項を遵守することを誓約します。

記

１　別紙の撮影規約を遵守します。

２　以下のとおり日立市の広報活動に協力します。

(1)　作品に「撮影協力：日立市」等のクレジットタイトルを入れること。

(2)　市の広報（市報・ホームページ・ＳＮＳなど）に使用するためのスチール作品、撮影ポスター等を提供すること。また、撮影現場での撮影を認めること。

(3)　作品の情報公開解禁前又は情報公開解禁後に、広報すること。

(4)　市の広報活動のため、撮影美術品などを提供すること。

３　撮影終了後に、経済効果調査表を提出します。

平成　　年　　月　　日

住　所

名　称

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　印

撮影規約

様式第２号　別紙

１　撮影時間

(1)　使用時間は搬入開始時から清掃後完全撤収までの時間とすること。

(2)　予定時間を超過する場合は必ず事前に相談すること。

２　撮影時の注意事項

(1)　専任の現場管理者を配置し、撮影現場の管理を適切に行うとともに、一般の通行人、施設利用者等の支障とならないよう、安全等に十分配慮すること。

(2)　市長が承認した場所以外での撮影は行わないこと。

(3)　市所管施設内の資料等について、事前の許可なくみだりに閲覧、複写又は撮影を行わないこと。

(4)　事故、トラブル等が発生した場合は、直ちに撮影を中止し、適切な措置を講じるとともに、立会人に速やかに報告すること。

(5)　駐車、飲食、喫煙、控室及びトイレなどは所定の場所で行うこと。

(6)　食事等で出たゴミは全て持ち帰ること。

(7)　その他立会人の指示に従うこと。

３　原状回復・破損

(1)　撮影終了後、事前のレイアウトどおりに原状回復をし、立会人の確認を受けること。

(2)　施設の什器備品などに破損損傷を与えた場合には、速やかに立会人に報告すること。

(3)　施設及び各設備の汚損、破損、磨滅が確認された場合は、修復費用等損害賠償の全額を撮影者に請求する。

４　作品の納品・作品の内容変更

(1)　完成した作品（完成パッケージＤＶＤ・掲載誌等）の納品をすること。

(2)　本市のイメージを著しく損なうなど重大な内容変更が発覚した場合には、市長は、該当シーンのカット等をさせることができる。